

4 失効後6か月を超え1年を経過しない方 (うっかり忘れた方)

仮運転免許証の交付

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 失効してから6か月を超え1年を経過しない方(うっかり忘れた方) ※ 秋田県内に住所のある方のみ受験できます。
試 験 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 仮免許の学科試験、技能試験ともに免除となります。 ※ 適性試験に合格すると、失効した運転免許の種類及び限定に応じて大型仮免許証、中型仮免許証、準中型仮免許証又は普通仮免許証が交付されます。
受 付 時 間	<p>月曜日～金曜日(土、日、祝日、年末年始の休日を除く。) 午後1時～午後1時50分(午前の受付は、ありません。)</p>
場 所	秋田市新屋寿町5番1号 秋田県警察運転免許センター(〒010-1606)
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許申請書(免許センターにあります。) ○ 質問票(免許センターにあります。) ※ 虚偽の記載をして提出した場合には、罰則規定があります。 ○ 受験票(免許センターにあります。)(6か月以内に交付を受けたもの。) ○ 申請用写真 2枚(縦3cm×横2.4cm、申請前6か月以内に撮影したもの、無帽、正面、上三分身、無背景、白黒可) ○ 本籍(国籍等)の記載された住民票 ○ 失効した運転免許証(返納の義務があります。)マイナ免許証をお持ちの方は、マイナ免許証も必要です。
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請用写真は、免許センター内で撮影することができませんので、事前に準備してください。 ○ 住民票は、必ず本籍(国籍等)の記載されたものを準備してください。(「本籍(国籍等)省略」のものは、申請を受理できません。) ○ 失効した運転免許証を紛失した方は、事前に運転免許センター試験係(018-862-7570)へご相談ください。 なお、申請日当日は、本籍(国籍等)の記載された住民票のほかにマイナンバーカード、健康保険証(資格証明書等含む)、パスポート、官公庁が交付した免許証、許可証、資格証など本人確認のための書類の提示が必要となります。 ○ 必要書類などの提出がない場合は、申請を受理することができません。 ○ 外国籍の方が住民票を提出する場合は、国籍のほか、住基法第30条の45に規定する区分(中長期滞在者等)、在留資格、在留期間等が記載されているものが必要となります。(6か月以内に交付を受けたもの。)
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 仮免許取得後、普通免許等(本免許)を受験する場合は、3か月以内に5日間以上の路上練習が必要となります。(前記「路上練習」は、受験資格となっています。) (例) 普通仮免許を申請し、普通免許を取得する場合の順序 仮免許の適性試験合格→仮免許証交付→路上練習(5日間以上) →普通免許学科試験→普通免許技能試験→取得時講習受講(指定自動車教習所)→運転免許証交付の順になります。 ※ 詳しいことは、仮免許証交付の際、担当者から説明します。

◎ 受験手数料・交付手数料は別紙のとおり

別紙

◎ 受験手数料、交付手数料

受験手数料	1, 650円
交付手数料	1, 100円
計	2, 750円

お問合せは 018-862-7570 運転免許センター試験係まで